

外国人を雇用する事業者の皆様へ

不法就労防止にご協力ください!

◆ 不法就労とは?

- | | | |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 不法滞在者や被退去強制者が働くケース | (例) 密入国した人や在留期限の切れた人が働く
退去強制されることが既に決まっている人が働く |
| 2 | 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース | (例) 観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
留学生が許可を受けずに働く |
| 3 | 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース | (例) 語学学校の先生として働くことを認められた人が
工場作業員として働く |

事業主も処罰の対象となります!!

不法就労をさせたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」→3年以下の懲役・300万円以下の罰金
 不法就労をさせたり、不法就労をあっせんした外国人事業主→退去強制の対象
 外国人の雇入れ又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人→30万円以下の罰金



外国人を雇用する際には在留カードを確認してください!

不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。外国人を雇用する際は、在留カードで就労することができるか確認しましょう。

馬路駐在所
三二広報紙

令和4年

6月号

亀岡警察署

TEL24-0110

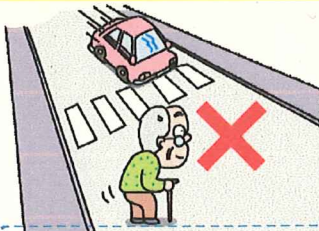
馬路駐在所

TEL24-1365

高齢者 道路横断中の交通事故防止

交通事故につながる危険な横断

横断歩道付近からの横断



歩行者は、横断歩道がある場所の付近では、その横断歩道によって横断しなければならない。
(道路交通法12条第1項)

車両等の直前直後からの横断



歩行者は、車両等の直前または直後で横断してはならない。
(道路交通法13条第1項)

歩行者横断禁止の道路標識があるところからの横断



歩行者は、道路標識によって横断が禁止されている道路の部分では横断してはならない。
(道路交通法13条第2項)

令和4年度
京都府警察官
警察事務職員

募集!!



令和4年度第2回京都府警察官

第1次(筆記) 試験日 **9月18日(日)**

令和4年度警察事務職員

第1次(筆記) 試験日 **9月25日(日)**